

(別表)

	1号事案	2号事案
審査請求に係る諮問の番号	30中経行第257号	30中経行第258号
区政情報公開請求日	平成30年4月3日	平成30年4月3日
請求情報の内容	<p>欄外記載事項： 「一貫性欠如の」職員主張は、区民の信用・信頼が、難しい。</p> <p>請求情報の内容： 中野区福祉オンブズマンの委員の調査対象の職員が、委員の調査結果の、その後の「相違」主張始める。調査と相違転じる職員口述は、「非行」否認するもの求める。※サービスの原則は、地方公務員法第35条含み、「懇切丁寧な対応」義務付け。人事分野の義務「職員の育成」は、基本的に第35条の指導徹しない限り「相違」・「水掛論」化する。<相違>・<水掛論>は、委員との<相違>・区民との<水掛論>。</p> <p>「水掛論」は、委員の場合が、是非判断行わず。しかし、人事分野は、「水掛論」を職員側承認し、区民側否認の差別化必至。公務員の誤り否定かの人事分野。</p> <p>今回請求は「病院側職員」と「中野区〇〇係長」の水掛論生じた為、中野区福祉サービス利用。ところが、H30、2/28の調査結果第380号の7頁：「当院職員の誤った診療情報の回答」〇〇係長の釈明から、H30、4/3は、7頁の当該部分の否認転じた。</p>	<p>欄外記載事項： 人事分野の権限の「効率よく」は、実態的には、「非効率」次元続き、区民の生活の支障及ぼしている。</p> <p>請求情報の内容： 人事分野は、中野区職員が、公務上「当該区民を強く批判」の職員行為が、「非行」否定するもの求める。</p> <p>〇〇係長は、東京都職員への公務上「提供」の通話の中で、当該区民の強い批判した。しかも、誤った提供。「自責」欠く職員行為に寄って、<u>虚像作りの被害</u>に有る当該区民の精神的苦痛続く。（民法上の名誉権侵害）</p> <p>尚、福祉オンブズマンの厳しい指摘での「謝罪」も、直ぐ様無く、6F9番への「謝罪」の要請での「謝罪」至るものであった。「当該区民と話すとき気が狂いそうになる」提供の〇〇係長は、当院回答の提供目的が、本意と違う「区民批判」目的の私情含む提供が、誠の本意に十分考えられる。</p>
区政情報公開決定通知書の番号及び日付	30中経人第142号 平成30年4月18日	30中経人第143号 平成30年4月18日
審査請求書の「3審査請求の趣旨及び理由」	<p>趣旨：法令違反が、否認できない決定事項。又、中野区HP上公開の為、情報提供。（29中経人第2108号資料示す）</p> <p>理由：何回もの苦情「全部の訂正終え</p>	同左

	<p>る様」を人事分野へ連絡。中野区個人情報保護に関する条例第14条違反が、容認の人事分野。外部提供（東京都福祉保健局指導監査部指導第三課指定医療機指導担当）が、「不正確な個人情報」行う〇〇係長の未だ「不正確」放置。</p>	
<p>審査請求書の「5 その他（証拠書類 等）」</p>	<p>「反論書」へ、疎明資料の添付。※中野区交付。東京都交付。 審査請求人作成書面計5枚添付。30中経経第200号（平成30年4月13日）「不」添付。 〇〇係長問題（H29、10/16） 平成30年4月11日の5階6番テーブル対応：〇〇係長、〇〇係長、〇〇係長に、審査請求人の「不正確な個人情報」外部提供の訂正放置。</p>	同左
<p>弁明書の日付</p>	平成30年5月22日	平成30年5月22日
<p>反論書の日付</p>	平成30年6月14日	平成30年6月14日